

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------|
| 30 | 障害児福祉手当給付に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡市長

公表日

令和1年6月28日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 障害児福祉手当給付に関する事務 |
| ②事務の概要 | 【評価対象事務全体の概要】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当給付に関する事務。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱 |
| ③システムの名称 | 保健福祉総合システム, 統合宛名システム, 中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 障害児福祉手当給付ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項, 第2項 別表第一第47項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会】 番号法第19条第1項第7号 別表第二67項, 68項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条1号, 2号 【情報提供】 番号法第19条第1項第7号 別表第二9項, 12項, 15項, 19項, 26項, 56の2項, 87項, 110項, 119項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号, 第2号, 第10条の2第1号, 第11条の2第1号, 第13条の2第1号, 第2号, 第19条第1号～第6号, 第30条第11号, 第44条第1号～第6号, 第55条の3第1号～第4号, 第59条の3第1号, 第2号 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福岡市子ども未来局子ども部子ども発達支援課 |
| ②所属長の役職名 | 子ども発達支援課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 福岡市総務企画局行政部情報公開室 住所: 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1 電話: 092-711-4129 FAX: 092-733-5619 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 福岡市子ども未来局子ども部子ども発達支援課 住所: 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1 電話: 092-711-4178 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成31年3月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成31年3月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|---|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------------|---|--|------|--|
| 平成28年8月8日 | 個人情報の利用 | 番号法第9条第1項, 第2項 別表第一第47項 | 番号法第9条第1項, 第2項 別表第一第47項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていないため |
| 平成28年8月8日 | 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 【情報照会】 番号法第19条第1項第7号 別表第二66項, 67項, 68項, 69項 【情報提供】 番号法第19条第1項第7号 別表第二16項, 19項, 25項, 26項, 56の2項, 57項, 85項, 87項, 116項 | 【情報照会】 番号法第19条第1項第7号 別表第二67項, 68項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条 【情報提供】 番号法第19条第1項第7号 別表第二26項, 56の2項, 87項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条, 第30条, 第44条 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていないため |
| 平成29年8月1日 | 評価実施機関における担当部署 | 課長 山田 哲也 | 課長 内藤 達夫 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けら |
| 平成30年8月1日 | 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 【情報照会】 番号法第19条第1項第7号 別表第二67項, 68項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条 【情報提供】 番号法第19条第1項第7号 別表第二26項, 56の2項, 87項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条, 第30条, 第44条 | 【情報照会】 番号法第19条第1項第7号 別表第二67項, 68項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条1号, 2号 【情報提供】 番号法第19条第1項第7号 別表第二9項, 12項, 15項, 19項, 26項, 56の2項, 87項, 110項, 119項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条第1号, 第2号, 第10条の2第1号, 第11条の2第1号, 第13条の2第1号, 第2号, 第19条第1号～第6号, 第30条第11号, 第44条第1号～第6号, 第55条の3第1号～第4号, 第59条の3第1号, 第2号 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていないため |
| 令和1年6月28日 | 評価実施機関における担当部署 | 課長 内藤 達夫 | こども発達支援課長 | 事後 | 重要な変更にあたらない (基礎項目評価書の様式変更における項目追加のため) |
| 令和1年6月28日 | IV リスク対策 | — | 項目追加 | 事後 | 重要な変更にあたらない (基礎項目評価書の様式変更における項目追加のため) |